

令和 8 年度発達支援教育就学奨励費助成事業について

浜松市教育委員会

浜松市では、市立小中学校の発達支援学級等に就学する児童生徒の保護者様への経済的負担を軽減するため、学用品及び給食費等の教育にかかる費用の一部を助成しています。

1 助成を受けることができる方

次のいずれかに該当する児童生徒の保護者様

(ア) 発達支援学級に在籍する児童生徒

(イ) 通級指導教室への通級の際に公共交通機関を利用する児童生徒

(ウ) 学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒

2 申込方法

・(ア) 又は (イ) の方

ご入学後（例年 6 月上旬ごろ）に各学校を通じて別途、御案内させていただきます。

・(ウ) の方

教育委員会まで個別にご相談ください。

3 助成の方法と時期

助成額は年 3 回に分けて保護者様にお支払いたします。助成の時期は 11 月下旬～末日、2 月上旬、3 月中旬を予定しています。

4 保護者様へのお願い

① 通学費について

通学費の助成に当たっては、定期券を購入した場合、定期券の写し又は定期券発行証明書が必要となります。次の注意事項を御確認いただき、御協力をお願いいたします。

＜通学費（公共交通機関を利用して通学する場合に支給）に関する注意事項＞

注意事項

- ・ 原則、学期定期券を購入してください。
- ・ 定期券を購入した場合は、定期券発行証明書を失くさずに保管しておいてください。
- ・ 御入学後、学校にご提出いただきます（時期が来ましたら学校から御案内します）。

② 体育実技用具費（中学の体育で使用する柔道着の購入費）について

体育実技用具費の助成に当たっては、学校経由で購入していない場合、内容のわかる領収書等が必要となります。購入した場合はご家庭にて保管しておいてください。

5 助成の概要

助成の概要は下表のとおりです。

費目	助成割合			小学校 限度額	中学校 限度額	備考
	支弁区分					
	I・II	III-1	III-2			
学用品費	定額	—	—	5,820円	11,370円	認定月数に応じて月割り計算します。
新入学学用品費	定額	—	—	28,530円	31,500円	年度当初から入級していた1年生のみ。
体育実技用具費	実費相当額の1/2	—	—		3,825円	中学生のみ。柔道着購入費を助成。領収書等が必要。
校外活動費 (宿泊なし)	実費相当額の1/2	—	—	800円	1,155円	交通費、見学費を助成
校外活動費 (宿泊あり)	実費相当額の1/2	—	—	1,845円	3,105円	交通費、宿泊費、見学費を助成
修学旅行費	実費相当額の1/2	—	—	10,790円	28,860円	実施学年のみ。
学校給食費	実費相当額の1/2	—	—	—	—	
通学費	実費相当額	実費相当額の1/2	実費相当額の1/2	—	—	定期券の写しまたは定期券発行証明書が必要
交流及び 共同学習交通費	実費相当額	実費相当額の1/2	—	—	—	学校行事や共同学習等に必要な交通費を助成
職場実習交通費	実費相当額	実費相当額の1/2	—		—	中学生のみ。職場実習に参加するために必要な交通費を助成

※ 支弁区分は、世帯の所得状況により決定されます。

※ 国の基準変更により、助成内容が変更になる場合があります。

※ 通級指導教室に通級する児童生徒については、通学費のみが助成対象となります。

浜松市教育委員会教育支援課

就学奨励費担当 053-457-2406